

第  
4318  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 9月 5日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 通勤手当の改正

**Q**：今年度の税制改正で、通勤手当が改正されたとか。どのようになったのですか？

**A**：マイカーや自転車通勤をしている者に対するいわゆる上乗せ特例が廃止されることになりました。

### 【解説】

平成23年度の税制改正では、通勤にマイカーや自転車などの交通用具の使用を常例としている者で、かつ、通勤距離が片道15km以上の通勤者に対する通勤手当の非課税限度額の上乗せ特例が廃止されることとなりました。

具体的には次のとおりです。現行では、片道の通勤距離に応じた月額非課税限度額が①のように定められており、さらに、片道15km以上の者については交通機関を利用したならば負担することとなる運賃等で、最も合理的と認められる運賃相当額が①の金額を超える場合は、月額10万円を限度に非課税とされていますが、これが、改正で①が非課税限度額とされるわけです。

- ①片道 2 km以上10km未満・・・4,100円
- 片道10km以上15km未満・・・6,500円
- 片道15km以上25km未満・・・11,300円
- 片道25km以上35km未満・・・16,100円
- 片道35km以上45km未満・・・20,900円
- 片道45km以上・・・24,500円

この改正は、平成24年1月1日以後に支給される通勤手当からです。

